

令和9年度 三田市放課後児童クラブ誓約書（重要事項確認書）

入所申請時に児童1人につき1枚を提出してください。提出がない場合は受付できません。

下記の項目について、確認をお願いします。

項目	確認・誓約事項	☑欄
入所資格	保育できない状況を示す証明書（同居の18歳以上65才未満の方全員分）が入所資格を満たしていることを確認しました。 【入所資格抜粋】 ● 保護者の就労、疾病その他の理由により、月曜日から金曜日の間に週4日以上、学校授業終了時（概ね午後1時）から午後4時まで、家庭や地域社会等において適切な保護を受けることができないこと。 ● 保護者の責任において、自主的な通所が可能であり、児童クラブにおける集団での生活が可能であること。	☐
	保護者の就労環境の変更等により入所資格を喪失した場合は入所許可を取消します。	☐
育成料等	月途中の退所等の場合であっても育成料、児童生活費の日割りはありません。 退所や休所を希望しても期限までに届の提出がない場合は、翌月以降も育成料、児童生活費が発生します。	☐
	正当な理由なく育成料を3か月以上滞納した場合、翌月1日に入所許可を取消します。	☐
	正当な理由なく育成料を2か月以上滞納した場合で翌年度の入所申請があった場合、翌年度の入所を不許可とします（新規利用のきょうだいも同様）。	☐
	翌年度の入所を許可した後に正当な理由なく育成料を2か月以上滞納した場合、翌年度の入所を停止します（新規利用のきょうだいも同様）。	☐
	児童生活費の未納が続く場合、入所許可を取消します。	☐
開所・利用日・利用時間	大雨・土砂災害・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報が三田市に発表され、学校が休校になった場合や一斉下校となった場合（長期休業期間中等午前中から開所する日は午前7時現在で発表されている場合）、児童クラブは開所しません。その後に警報が解除されても開所しません。開所中に警報が発表された場合、可能な限り速やかなお迎えを要請します。	☐
	長期休業期間中等午前中から開所する日は午前8時30分前から受入です。午前8時30分より前からの受入は行いません。	☐
	時間延長利用者を除き、児童は午後5時に集団降所します。集団降所をせずに小学校敷地内等で保護者のお迎えを待つことはできません。	☐
	時間延長は午後7時までに18才以上の保護者等のお迎えが必要です。違反した場合は利用を停止する場合があります。	☐
クラブの運営	故意に施設や備品等を損壊した場合、費用は全額保護者負担です。	☐
	児童または保護者が「放課後児童クラブ職員の指示に従わない」、「放課後児童クラブ職員や他の児童への暴力・迷惑行為」等、クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合は、入所許可を取消します。	☐
	児童の健康状態、保護者の就労環境の変更等は遅滞なく児童クラブもしくはこども育成課に申し出ます。	☐
	毎月の出席予定の報告がない状況が続く場合は入所許可を取り消す場合があります。	☐
	クラブの出席日数が15日以下となる月が2か月以上続くと退所いただく場合があります。	☐
	クラブを欠席する場合は、小学校とは別に、必ず保護者から児童クラブまで連絡をお願いします。無断欠席が続く場合は、入所許可を取消します。	☐
	保護者等（兄弟といった18歳未満の代理人を含む）のお迎えにより週に2回以上午後4時より前に降所されることが続く場合は入所資格を満たしていないと判断し、入所許可を取消することがあります。	☐
	学校の補習や小学校敷地内で開催される放課後子ども教室を除き、中抜けはできません。	☐
申請書	就労状況の確認のため、就労先に確認することがあります（現地確認を含みます）。	☐
	申請内容に事実との相違や虚偽があった場合、入所許可を取消することがあります。	☐
	「令和9年度三田市放課後児童クラブ入所のしおり」を確認し、その内容について了承しました。	☐

上記の事項すべての内容を確認・同意したうえで、児童クラブの入所を申し込みます。

令和 年 月 日

住所 (小学校)

児童氏名

保護者氏名(自筆)